

第1号様式（第6条関係）

【誓約書】

- 1 世田谷区内に所在する申請対象の住宅に住民登録があり、かつ、当該住宅に居住の実態がある。
- 2 同一世帯で複数の申請をしていない。
- 3 令和7年度、令和8年度に補助金又は他区市町村が実施する防犯機器等購入、設置に係る補助を受けた世帯の構成員ではない（他区市町村で交付決定を受けた後に転入した場合や区内転居、世帯分離等を含む）。
- 4 購入した防犯物品等は申請者が使用し、転売・譲渡等を目的としていない。
- 5 購入した防犯物品等は住民登録がある自宅へ設置している。（店舗や事務所部分へは設置していない。）
- 6 世田谷区より、現地調査等の求めがあった場合には、これに応じる。
- 7 補助金交付後、補助要件を満たしていないこと又は虚偽の申請等の不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、区の指示に従い速やかに補助金を返還する。
- 8 暴力団関係者（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）及びその者が属する世帯及び関係者ではない。
- 9 賃貸住宅に設置する場合において、防犯物品等の設置に係る工事費等を申請する場合は、管理者または所有者等の同意を得ている。また、共用部分ではなく、自身の専有部分に設置している。
- 10 自己所有の共同住宅に設置する場合において、防犯物品等の設置に係る工事費等を申請する場合は、管理組合の規約等を確認の上、必要に応じて調整を行っている。また、共用部分ではなく、自身の専有部分に設置している。
- 11 カメラ機能が付いている防犯物品等を設置する場合において、当該防犯物品等の設置場所及び撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲内である。ただし、当該撮影範囲にやむを得ず申請者の管理の及ばない範囲が入ってしまう場合は、法令等に則り、当該範囲の住宅等の居住者等の同意を得、撮影された画像データを適正に管理をする等、近隣住民のプライバシー等に十分配慮している。また、共同住宅において、他の住人が映りこむ場合は管理者又は管理組合等に事前説明を行い、同意を得ている。
- 12 防犯物品等の設置に係る工事費等を申請する場合において、当該設置に係る工事は、専門事業者が行っている。
- 13 申請者は、管理者、管理組合等、申請の対象となる住宅に居住する者以外の者ではない。